

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 550 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザリーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

新日豪租税条約の発効について

2008 年 11 月 3 日、日本とオーストラリアとの間で、2008 年 1 月 31 日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約」(以下「新条約」)を発効させるための外交上の公文の交換が行われました。これにより、新条約は、1970 年に発効した現行の日豪租税条約(以下「現行条約」)に代わって、2008 年 12 月 3 日に発効し、日本およびオーストラリアにおいては以下のものに適用されます。

日本

1. 源泉徴収される租税に関しては、2009 年 1 月 1 日以降に租税を課される額
2. 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、2009 年 1 月 1 日以降に開始する各課税年度の所得
3. そのほかの租税に関しては、2009 年 1 月 1 日以降に開始する各課税年度の租税

オーストラリア

1. 日本国の居住者が取得する所得に対して源泉徴収される租税に関しては、2009 年 1 月 1 日以降に取得する所得
2. そのほかの租税に関しては、2009 年 7 月 1 日以降に開始する各課税年度の租税

現行条約は、教授または教員が一定期間教育または研究に関して取得する報酬について第 15 条上認められる特典を除き、新条約の適用に伴い、上記の区分に応じてその前日に終了します。

新条約は、日豪両国間の積極的な投資交流の促進を図るため、投資所得(配当、利子および使用料)の支払に対する源泉地国課税を軽減するとともに、特典制限条項等、租税回避を防止するための措置を設けています。また、現行条約には規定されていなかった不動産所得や財産の譲渡に関する条項のほか、移転価格課税の更正処分期間を制限する規定等が設けられています。

以下では、新条約における現行条約からの主な変更点についてご紹介します。

現行条約および新条約の投資所得等の比較表

新条約では、配当、利子、使用料および匿名組合契約に関連して取得される所得または収益に対する源泉地国での課税および適用限度税率について、下記のとおり変更が行われています。

	現行条約		新条約	
	受益者	限度税率	受益者	限度税率
配当	すべての受益者	15%	配当支払法人の議決権株式の 80%以上を、配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする 12 ヶ月の期間直接保有する法人のうち一定の要件を満たすもの ^(*)	0%
			配当支払法人の議決権株式の 10%以上を直接に保有する法人 ^(*)	5%
			受益者に対して支払う配当を控除することができる法人(投資法人、特定目的会社等)によって支払われる配当の受益者であるオーストラリアの居住者 かつ その配当を支払う法人の有する資産のうち日本国内に存在する不動産により直接または間接に構成される部分の割合が 50%を超える場合	15%
			上記以外	10%
利子	すべての受益者	10%	一定の政府機関または金融機関等	0%
			上記以外	10%
使用料	すべての受益者	10%	すべての受益者	5%
匿名組合	規定なし	20% (日本国内法)	源泉地国に課税権あり	20%

^(*) 受益者に対して支払う配当を控除することができる法人(投資法人、特定目的会社等)によって支払われる配当の受益者であるオーストラリアの居住者を除きます。

租税回避の防止のための措置の導入

新条約では、特典制限条項が設けられ、第 7 条(事業利得)、第 10 条第 3 項(配当の源泉地国免税)、第 11 条第 3 項(利子の源泉地国免税)および第 13 条(財産の譲渡)により認められる特典を受けることができる者が、原則として、一定の適格者等(個人、適格政府機関、一定の上場法人等、年金基金、慈善団体等)に限定されています。

このほか、優先株式に対する配当、利子および使用料に認められる条約の特典について、取引が導管取引と認められるとき、あるいは、取引の目的が条約の特典の濫用と認められる場合には、その恩恵を受けることができないものとされています。

そのほかの変更点

新条約では、居住者条項(第 4 条)が新たに創設され、オーストラリアと日本で課税上の取り扱いが異なる団体を通じて取得された所得に関する取り扱いについて詳細な規定が定められています。

また、不動産所得条項(第 6 条)および財産の譲渡に関する条項(第 13 条)も新たに創設され、不動産所得に加えて、以下の財産の譲渡にかかわる譲渡収益について当該譲渡の対象となった財産の所在地国で課税できるものとされています。

- ・ 不動産の譲渡
- ・ 資産の価値の 50%以上が不動産である法人等の持分の譲渡
- ・ 発行済株式総数の 25%以上を有する法人の株式を 5%以上譲渡する場合の当該株式の譲渡(ただし、譲渡人の居住地国で租税が課されないものに限ります。)
- ・ 源泉地国の恒久的施設における事業用資産を構成する財産の譲渡

新条約上、特典制限条項の導入により条約の特典を受けるための要件が現行条約に比べて複雑となっています。上記は日豪租税条約上の一般的な取り扱いをまとめたものであり、新条約の個別事例における適用および解釈については、私ども税務アドバイザーへご相談されることをお勧めいたします。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saikei@jp.pwc.com
マネージャー	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com